

地域情報サービス論

2016/04/22

日本の公共図書館の状況

『日本の図書館 統計と名簿 2000』より

図書館	館数	自動車 図書館	職員数				蔵書数(千冊)	年間受 入冊数 (千冊)	館外貸出		資料費 決算額 (万円)
			専任	兼任	非常勤	臨時			個人 (千点)	団体 (千点)	
都道府県立	66	13	1,975	12	465	195	33,866	1,358	15,656	994	397,411
市町村立 (広域を含む)	2,547	663	13,200	1,242	4,539	4,662	250,848	17,939	507,686	9,146	3,155,982

上のデータを『日本の図書館2014』(『図書館学基礎資料集 第12版』p.113)と比較 → ワーク1
 指定管理者制度(『図書館学基礎資料集 第12版』 p.90)
 図書館業務外部委託(同上 p.101)

貸出で利用状況を示す

羽曳野市立図書館のサービス実績比率を例に説明

レポートの説明

この授業の評価は、レポート(50%)とテスト(50%)の合計で評価する
レポートは3回提出

テーマ 特定の市町村立図書館の課題解決型サービスを提案する

- ・自分がよく知っている市(町村)を選ぶ。
- ・自分の住んでいる市(町村)に公共図書館がない場合は、近隣の市町村あるいは浜松市をとりあげてもよい。

レポート1 とりあげる図書館の統計データを調べる(本日)

レポート2 とりあげる自治体の課題や特徴を調べる

レポート3 図書館が取り組むべきサービスを計画する

レポート1-1

『日本の図書館 統計と名簿』2014or2015のいずれかで、別紙1の内容を調べる。ただし、②の休館日と開館時間と③の利用資格については、その図書館のホームページなどで調べる。なお、同じ市(町村)立図書館で休館日、開館時間が異なる場合は、中央館(本館)を書く。

②の書き方例

休館日は月曜日と年末年始

開館時間は火曜～金曜10時～20時、土・日曜は9時～18時

また、④の指定管理者については、日本図書館協会の調査結果(<http://www.jla.or.jp/Portals/0/images/committe/torikumi/sitei2015appendix.pdf>)で、導入している図書館を調べることができる。ただし、委託先については、書かれていないので、各自治体のホームページで調べてください。

レポート1-2

自分の調べた図書館の実績比率を計算する。また、『日本の図書館』(2014 or 2015)の「市町村立図書館人口段階別集計」で、調べた自治体と同じ程度の人口の図書館のデータとも比較する。(別紙2)

レポート提出

別紙に書き込んで、5月20日の授業時に提出する。

なお、レポート1で調べた図書館についてレポート3でサービスを考える。

またサービスを考えるために、その自治体の課題を調べる(レポート2)

ユネスコとは

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O.)は、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関

憲章採択 昭和20年(1945年)11月16日

創設 昭和21年(1946年)11月4日

日本加盟 昭和26年(1951年)7月2日

加盟国数(Member States)

195か国【平成26年(2014年)4月現在】

(その他、連携メンバー(Associate Member)としてマカオ等9地域)

文部科学省H.P.より

ユネスコの活動(ユネスコ憲章より)1

- (a) 大衆通報(マス・コミュニケーション)のあらゆる方法を通じて諸国民が相互に知り且つ理解することを促進する仕事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告すること。
- (b) 次のようにして一般の教育と、文化の普及とに新しい刺激を与えること。
- ・ 加盟国の要請によって教育事業の発展のためにその国と協力すること。
 - ・ 人種、性又は経済的若しくは社会的な差別にかかわらない教育の機会均等の理想を進めるために、諸国民の間における協力の関係をつくること。
 - ・ 自由の責任に対して世界の児童を準備させるのに最も適した教育方法を示唆すること。

ユネスコの活動(ユネスコ憲章より)2

(c) 次のようにして知識を維持し、増進し、且つ、普及すること。

世界の遺産である**図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護**を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること。

教育、科学及び文化の分野で活動している人々の国際的交換並びに出版物、芸術的及び科学的に意義のある者その他の参考資料の交換を含む**知的活動のすべての部門**における諸国民の間の協力を奨励すること。

いずれの国で作成された**印刷物及び刊行物でもすべての国の人民が利用できるようにする**国際協力の方法を提案すること。

1949年に採択されたユネスコ公共図書館宣言

ユネスコと公共図書館

公共図書館 教育のための民主的な機関

公共図書館は、近代民主主義の産物であり、生涯を通じての普遍教育に対する民主主義の信念を実際に具体化するものである。

成人の教育上の要求に役立つように意図されたもの

児童および青少年の読書能力を開発・・・学校の仕事を補完

人民のために人民によって運営される民主的な機関

公共図書館が提供すべきもの

地域社会の活きた力

民衆の大学

あなたのなしうること

一般の人々 とともに図書館サービスをつくり、発展させていくように呼びかける

公共図書館の管理 日本図書館協会 1971

1972年に改訂されたユネスコ公共図書館宣言

ユネスコと公共図書館

公共図書館 教育、文化、および情報のための民主的機関

・・・最新の技術的、科学的、社会的情報の提供とともに、休養および娯楽のための図書を供給・・・社会の構成員すべてによって、自由かつ平等に利用されるよう開かれていなければならない。

資料と奉仕

児童による利用

学生による利用

障害をもった読者

(前略)諸設備の改良、機械的読書補助器具の提供、大きな活字で印刷された図書、病院や施設における奉仕、そして家庭への個別奉仕 (後略)

地域社会における公共図書館

『図書館用語辞典』角川書店1982

ユネスコ公共図書館宣言1994

「公共図書館宣言1994年」(『図書館学基礎資料集 第12版』 p.48-50)

前文を読む

ユネスコの信念

公共図書館の存在意義(何のために必須な機関と考えているか)

社会と個人の自由、繁栄を達成するために必要なことは何か
そして公共図書館ができることは何か

ユネスコ公共図書館宣言1994

公共図書館とは何か

公共図書館の蔵書とサービスはどのようなものでなければならないのか。

ユネスコ公共図書館宣言1994すべての人のために

公共図書館サービスは、年齢、人種 …… 特別なサービスと資料が提供されなければならない。

公共図書館の使命7 異文化間の交流を助長し…

8 口述による伝承を援助する

12 あらゆる年齢層の人々のための識字活動と…

地域のすべての人々がサービスを実際に利用できるなければならない…

利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

アウトリーチ・サービス(『図書館学基礎資料集 第12版』 p.76)

利用教育(同上 p.111)